

1996年3月5日 No.24

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋3-21-7 松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

全国一般全国協

96連帯春闘勝利！

職場に地域に団結・連帯の旗を掲げよう
3.21全国統一行動—労働省包囲の闘いへ

全国一般全国協中央執行委員会

九六春闘は全労協の春闘
私たちの集会には、全国協
参加組合のほか多くの民間
中小労組も参加し、それぞ
れの職場状況の報告と闘い
の方向を論議した。経営が
困難になっている職場、ま
た利潤を上げながらもリス
トラ攻撃を強める職場、そ
して共通するのが、様々な
身分を持った労働者の増加
を指摘する報告がなされた。
中小職場も確実に変り始め
ている。不況が長引く中で、
中小企業はますます経営が
困難になり、なり振りかま
わざ労働者へのしわよせを
強めている。日経連のが主
張する「新日本の経営」戦
略が進行してきている。そ
れにまじて、規制緩和攻撃
の中で職場を失う労働者、
大合理化に直面する労働者
が溢れ、特に労働分野の規
制緩和攻撃は政府労働省を
して労働者保護政策の抜本
的改悪・経営的労務管理行
政への転換を着手させよう
としている。労働者を材料
の一部とみなし人間として
の尊厳さえ葬り去ろうとす

る資本の剥きだしのエゴが
まかり通る事になる。現在
開かれている通常国会には
「労働者派遣法」改悪案の
上程が予定されているほか、
中小労働者の週四〇時間制
の特例処置繰延、裁量労働
制の大幅な拡大、女子労働
者保護政策の放棄など労働
者の権利を根底から覆しか
ねない問題を準備しようと
している。私たち労働者に
とって現在と未来にわたる
非常に重要な闘いの時期で
ある。

3.21

ストライキを軸に地域総行動を闘い抜こう 労働省包囲中央行動に代表の参加を！

私たちの九六春闘は生活
を守るために三万円以上の
大幅賃上げの獲得、時間短
縮、命と健康を守る闘いと
同時にこの労働分野に規制
緩和攻撃との闘いを全力で
闘わなければならない。

「連帯春闘」として職場に
地域に団結・連帯の旗を掲
げて、未組織労働者との連
帯を強めていく必要がある。
三月十五日全国一斉労働相
談を成功させ、九六春闘の
前段の山場を三月二一日に
各労組はストライキを準備
し、九六春闘勝利に向けて
職場から討論を巻起こし、
組合員全員参加を実現した
大衆的な闘いを作りだそう。
九六「連帯春闘」勝利に
向けて共に全力で頑張ろう！



労働分野の規制緩和反対

解雇制限法制定運動に取り組もう
職場地域の闘いを積み重ね、

3・21労働省包囲中央総決起行動を成功させよう

全国一般全国協書記長 遠藤一郎

規制緩和→価格破壊→ビジネスチャンス→雇用の増大などと言う神話はどこにあるのか。

規制緩和→価格破壊→賃金破壊→雇用破壊→大量失業が現実に進行している。

二千万失業時代が喧伝され、労働力移動と雇用の多様化を進めるために派遣労働の原則自由化や契約期間の上限一年を三・五年に延長する(労働契約法制の改悪)が企まれている。

女性を深夜でも時間外でも、危険業務でも無制限に活用できるように「女子保護規定の撤廃」が進められている。

労働時間でなく労働の成果による評価を全般化するために裁量労働制が拡大され、年俸制が導入されてきている。

労働者派遣する必要があるために裁量労働制が拡大され、年俸制が導入されてきている。

資本に取つて何の制約も

無しに使え、要らなくなつたらいつでも切り捨てられる労働者が都合の良いのは

当たり前だ。しかし、歴史は、労働者の闘いが資本の専制を切り崩し、人間らしい労働と生活を確立を目指し資本を規制する方向で進んできた。

企業だけが肥えふとり、労働者やその家族が切り捨てられてたまるか。

闘いを起こそう。

労働分野の規制緩和攻撃を跳ね返し、資本に強力な解

二一労働省包囲中央総決起行動に決起しよう。

- ①情報処理開発関係業務
- ②機械設計関係業務
- ③放送機器操作関係業務
- ④放送番組等演出関係業務
- ⑤事務用機器操作関係業務
- ⑥通訳・翻訳・速記業務
- ⑦秘書業務
- ⑧ファイリング関係業務
- ⑨調査関係業務
- ⑩財務関係業務
- ⑪貿易関係業務
- ⑫デモンストレーション関係業務
- ⑬添乗業務
- ⑭建築物清掃関係業務
- ⑮建築設備運転関係業務
- ⑯受付・案内・駐車場管理等関係業務



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

(労働者派遣法)

第四条に基づき政令で定められる

いる業務 現行適用対象業務16業務

雇規制をせまる、社会的政合唱の中で逆転させようとする攻撃が始まっている。

五六春闘の中心軸に、派

遣労働法改悪反対、解雇制

限法制定要求をかかげ、三。

二一労働省包囲中央総決起

行動に決起しよう。

対象業務大幅拡大反対

派遣先責任の明確化、派遣労働者保護強化の改正を

を押切つて強行導入された。

施行され一〇年、今年は

法の見直しの時期に当たる。

本来、違法派遣(適用対象

業務以外の業務)一般事務、

製造現場等へ、派遣先常用

労働者の代替要員化等)や

派遣労働者への権利侵害

ものに限り、対象業務も一

六業務に限り認められた。

また、派遣労働者の権利を

これに制度的歯止めをかけ

議が出され、労働省から二

月九日、改正要綱が出された。そこで準備されている法改正は、派遣対象業務の拡大、育児・介護休業の代替要員に対する原則派遣自由化を主要内容とするものとなつてゐる。

「契約中途解除に関する事項を定める」「派遣労働者の苦情処理に関する事項を派遣契約の記載事項とする」など派遣労働者保護の規定を若干補足しているが、法的規制とは程遠く、指針で指導する範囲を越えていない。これは、「新時代の日本的経営」戦略に基づき「労働力のカンバン方式」必要な時必要なだけ労働者を雇う! 実現のため、派遣労働の原則自由化を狙う資本の要望をそのまま受け入れたものと言わなければならぬ。

一般事務への際限のない違法派遣にみちを開くホワイトカラーハへの対象業務拡大、二重派遣、三重派遣が問題になつてゐるマスコミ、文化関係の対象業務拡大、そして、介護業務というこれから大事な福祉関係労働に於ける派遣の導入、どれを取つても容認することは出来ない。

週40時間、猶予措置延期策動を許さない

派遣労働原則自由化は、派遣元企業に全職種の派遣労働者を用意させることとなり、派遣先では代替要員であり、週40時間、猶

あることがだれの口に漏らかになるような措置じられるわけでもなく格的派遣労働自由化の議所は労働省や出先機関に対し「中小企業に取引コスト負担増の影響が深刻として、週所定四〇時間の摘要延期の要請をせ始めている。

この動きを許さず、省に強力な働きかけをかけ、四〇時間法の完全化を勝ち取ろう。

労働基準法研究会 時間部会 報告 九月

原則は必要不可
し率の引き下
反動的な「労働基準法」とされ、それ以外の議論についても将来全面禁止をしようとしている。時間外割り増し率は基礎から住宅手当を定めることは割り増し率を下げを意味する。諸々比べ低率の時間外、時間外割り増し率が、まことに十分ながら、二五

- ①図書の制作及び編集の業務
 - ②OAインストラクションの業務
 - ③インテリアコーディネーターの業務
 - ④広告デザインの業務
 - ⑤アナウンサーの業務
 - ⑥研究開発の業務
 - ⑦企業における事業の実施体制に関する企画、立案等の業務
 - ⑧テーマーチティングの営業の業務
 - ⑨いわゆるセールスエンジニアの営業の業務
 - ⑩病院に於ける介護の業務
 - ⑪放送番組等に關わる道具及び小道具の業務
 - ⑫手配旅行に關わる添乗の業務



